



2025年3月17日

各 位

会 社 名 ピクセルカンパニー株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 矢 尾 板 裕 介
(コード番号：2743 東証スタンダード)
問 い 合 わ せ 管 理 本 部 長 柳 世 和 大
<https://pixel-cz.co.jp/contact>

課徴金についての審判手続き開始決定に対する答弁書の提出について

当社は、2025年2月21日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告についてのお知らせ」にて開示しておりますとおり、当社が行った過年度の有価証券報告書及び四半期報告書の訂正に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、当社に対する6億2984万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告が行われていました。その後、当社は2025年3月3日付で金融庁長官から審判手続き開始決定通知書を受領いたしました。

上記通知書に対して、本日開催の取締役会において、当該課徴金にかかる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官に提出することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

今後、当社は金融庁から発出される課徴金納付命令に従い、当該課徴金を納付いたします。なお、当社は2025年2月14日付「2024年12月期決算短信〔日本基準〕(連結)」において、課徴金の一部を「訂正関連費用引当金繰入額」として特別損失に計上しております。一部不足額につきましては、第39期(2024年12月期)有価証券報告書において「訂正関連費用引当金繰入額」として特別損失に計上する予定です。

株主、投資家の皆様及び関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

以上